

●香川県告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

高松市塩江町安原上字芦川1575の1、1575の4、1575の15、塩江町上西乙字城原1199の1、1199の6、1199の9、1199の11、1199の15、西植田町字下森本2658、2665の1、字中谷3701の1、3702の1、3702の2、字奥中谷5978の2、5996（次の図に示す部分に限る。）、5998の1、6003の2、6013の1、6013の5、6017の1、6023の1から6023の3まで、字西奥中谷6056の1・6060の3・6060の16・6060の26（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）、6086の1、牟礼町牟礼字源氏1652の6から1652の8まで、1653、1656の1、1656の6、1657の1、1657の2、1658の1、1658の2、丸亀市広島町江の浦字西の手1752から1754まで、1766から1772まで、1778、1780、字大戸2509、2510、2526、2527、2530、2533、2534、2542から2546まで、2549、2550、本島町生ノ浜字延崎169の1、170、255から260まで、263から269まで、字浦内295、298、307、308、395、善通寺市善通寺町字上ミ3649の8、3649の13、3654、字程坂3681の42（次の図に示す部分に限る。）、3681の55、観音寺市栗井町字柳谷3527、3529、3530、字大飛3541の1、字坂瀬4651の1、4652の1、字上坂瀬4661の1、4661の2、4661の20から4661の23まで、大野原町海老濟字岩谷乙12（次の図に示す部分に限る。）、大野原町有木字ショウガ谷乙166の1（次の図に示す部分に限る。）、字唐谷乙179・乙182・乙183（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、大野原町井関字有松乙222の2、大野原町田野々字南谷乙240の1、字栄谷乙281の3、大野原町丸井字西間谷1974の1、1974の4（次の図に示す部分に限る。）、1974の47から1974の49まで、1974の52・2235の41・2235の42（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、豊浜町箕浦字井モ坪乙25の1、乙26の1、乙27、字八ヶ峯乙32の1（次の図に示す部分に限る。）、乙32の18、字土釜乙34の3（次の図に示す部分に限る。）、字小家谷乙35の1（次の図に示す部分に限る。）、字小ダ尾乙36の1（次の図に示す部分に限る。）、乙36の3、字魔谷乙37（次の図に示す部分に限る。）、さぬき市鴨部字六番2445の1から2445の10まで、字西山2455の1、2457の1、2820の1、2820の4、字池ノ内2824の6、2824の7、2825、2826、2828、2829の1、2829の2、字深谷5104の1、5105の1、寒川町石田東字板ノ尾甲3066、字越太尾甲3068、字長尾谷甲3142の1、甲3147の1、甲3147の4、甲3147の5、字切池甲3279、甲3280の2から甲3280の6まで、昭和字白羽6136の1、乙31の1、乙31の2、乙31の4、乙104の1、乙104の3、乙121の1、乙121の4、乙121の12、乙124から乙127まで、乙130、乙200の2、乙200の4から乙201の6まで、多和兼割73の1、73の7、73の24、73の33から73の37まで、73の43、73の44、73の59、73の60、73の66、87の1、87の13から87の15まで、233の5（次の図に示す部分に限る。）、菅谷203の1、237の2、237の6、241、243の3、前山字砂古田401の1、401の2、大川町富田中字南柴谷590の1、590の2、591の1から591の4まで、592、595、596、599の2、603の1、603の2、604（次の図に示す部分に限る。）、631の1、632、633の1から633の3まで、635、636、638、639の1、大川町田面字寺尾789、790の1、字銀杏股2953の1、2982、東かがわ市五名字藤ヶ野243の1から243の3まで、字口船263の1、263の2、字サガシ269の1、315の1、315の3、字西ノ尾1093の1、1093の4、1093の5、字下堂床1105の1、1105の8、字尾鼻1212の1、字星越1216の3、

1216の4、1240の1、1241の1、1241の8、字前原2453の1、2453の16（次の図に示す部分に限る。）、2453の18、小海字北谷1504の1、1508の1、1508の2、1512、1581の1（次の図に示す部分に限る。）、1584の3、字松崎2031の1、2031の3、字別惣2372の1・2372の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、2376の2、字柞谷2526の1（次の図に示す部分に限る。）、2538、白鳥字久詰3214、3225、字四房3297の1から3297の3まで、東山字友村8の1、8の4、37、201、205の1、西山字山下27の3、27の8、三豊市財田町財田上字日の浦4370の1、4370の2、字柏子谷7447の1、7447の3から7447の6まで、字三野街道7582の9、7582の59、7582の60、財田町財田中字道手5123の55、5125の3、5125の4、5125の6から5125の9まで、5125の34、5126の277、5126の287、山本町河内字蜂ヶ谷1897の70、仁尾町仁尾字仁尾の上庚301の1、庚311、庚312の2、庚316の1、字詫間越庚333の1、豊中町下高野字四ツ尾3676の1、詫間町香田字上和田内38の15、38の16、38の27、38の30、38の34、38の114、38の115、字楠杭43、字池之奥86、88の1、95、字高尾原97の1、97の2、98の1、詫間町大浜字西原110の1、111の3、字灘乙449の4、乙449の10、乙449の13、乙449の14、乙449の18、乙449の23、乙449の24、乙449の26、乙449の28、乙449の36、字笹谷甲2227の1、2413の1、詫間町詫間字妙現7245の1、7250の1、7252、7253の1、7256、7257の1、7257の2、7268、7269、7270の1、7271から7273まで、7274の1から7274の5まで、7276、7277の1、7277の3、7278から7280まで、7281の1から7281の3まで、7281の5から7281の7まで、7284、7285の1、7285の2、7299の1から7299の4まで、7300の1、7301、7302の1、7303の1、7304、7305の1、7307の1、7308の1、7309の1、7310の1、7311から7315まで、7316の1、字城場7318、7319の1、7320の1、7321の1、7322の1から7322の3まで、7323の1から7323の3まで、7324の1、7326から7329まで、7330の1、7330の2、7331から7337まで、7338の1、7338の2、7339から7344まで、7345の1、7345の3、7348、7350の1、7350の2、7351の1、7351の2、7352の1、7353、7356の3、7358の1、7358の2、7359、7360、7361の1、7362、7364、7366の2、7367の1、7368の1、7369、7370、7371の1、7371の2、7372、7375から7378まで、7379の1から7379の3まで、7380から7383まで、7390、7391の1、7394の1、7394の2、7395の1、7395の2、7395の4、7396の1、7396の2、7397、7398の1から7398の3まで、7398の5、7399の1、7399の2、7400の1、7400の2、7401の1、7401の11、7404の1、7404の7、7404の8、7405の1、7405の2、7406の1、7407の1、7408の1、7408の2、7410の1、7410の3、7412の3、7734の1、字須田7427の1から7427の4まで、7427の5（次の図に示す部分に限る。）、7427の7、7427の8（次の図に示す部分に限る。）、7429の1から7429の3まで、7429の4（次の図に示す部分に限る。）、7429の5、7448、7449の1（次の図に示す部分に限る。）、7449の2、7450の1、7450の6、7451（次の図に示す部分に限る。）、7454の1、7454の2、7454の4、7454の5、7455、7456の1、7456の2、7457、7460の1、7461から7465まで、7474の1、7474の3、7475、7477、7479、7480、7481の1から7481の3まで、7482から7486まで、7490、7492、7495の2、7504、7506の1、7506の2、7534の1、7535、7536、7735の1から7735の10まで、字和田内7537の1、7538の1、7539の1、7540、7541の2から7541の8まで、7541の10、7543、7544の1から7544の8まで、7545の1、7545の3、7545の8、7548の1、7553の1、小豆郡土庄町字江洞乙277の1、乙281、字重岩乙872、乙875、肥土山字向山乙35の1、乙35の2（次の図に示す部分に限る。）、乙38の1、乙39、小部字恵門乙91の1、乙92の1、乙92の2、乙93、字清水原乙276、乙277の1、乙277の3、乙278、淵崎字晩石乙201から乙203まで、乙205から乙212まで、字妹尾乙213、乙214、乙215の1から乙215の3まで、乙216から乙218まで、乙219の1、乙226から乙232ま

で、乙234から乙236まで、乙237の1、乙244、乙246、乙247、乙249、乙250、乙251の1
(次の図に示す部分に限る。)、乙252の3、乙257、乙259の3、乙260の1、乙261の1、乙
262(次の図に示す部分に限る。)、乙263から乙271まで、字野田乙272、乙273、乙276、乙
277、乙281から乙292まで、見目字前内乙399、乙400、乙402、乙403の1から乙403の3ま
で、乙407の1、乙407の2、乙408から乙411まで、大部字田井ノ上乙825、乙828、乙834、
乙835の2、乙839、乙891、乙892、乙894、乙895、乙906、乙907、字琴ノ上乙979、乙
980の1から乙980の7まで、乙980の9、黒岩字向山1144から1154まで、1231(次の図に示す部
分に限る。)、1233、1234、1236から1244まで、字檉子甲942、甲948の1、甲948の2、甲950、
字梅ヶ谷甲1365、豊島家浦字中山3666、3667、小豆島町二面字観音崎511の1、511の2、523の
1、547、548、字日陽720、721、722の1から722の3まで、784、785、786の1、901の
1、903から907まで、909、911から913まで、926の4、字大原944、946の1、1008から
1010まで、1012、1017の1、1017の3、字空條1479、1480、1480の3、1480の4、1481、字奥山
1584、1586から1590まで、1591の1、1591の6から1591の9まで、1593の1、1593の3から1593の
5まで、1600、1601、1604の1、1605、1606の1、1607の1、1608から1610まで、1611の1、1611
の2、1612の1、1612の2、1613、1614の1、1615から1618まで、1621の1、1622、1623の1、
1624から1626まで、1627の1から1627の3まで、1628、字石場1631の1、1634、1674、1682から
1685まで、1693、1694、1702、1705から1709まで、字牛ヶ浦2169の1、2170の1、2171の1、2229
の1、2229の4、2229の5、2231の1、2231の2、字長崎2244の2、2245の2、2246の1、2248か
ら2250まで、2251の1、2252の1、木田郡三木町大字井上字小原1513の1、1544の1、1596の1、
字池上2143、2146、2146の4、2147、字下々所2973の1、2973の8、2973の9、3097の1、3098の
1、3098の6、字立石4017、香川郡直島町字チキリホウ4221、4223、4224、4226の1、4232から
4234まで、4248の1、字文教4247、綾川郡綾川町粉所東字若狭3004、仲多度郡まんのう町川東字本
村下78の1、字川奥2461、2514の1、勝浦字大向93、字仲野238の1、字家六1905の1、1905の2、
1906の1、1906の3、1907、字横畑3157の2、追上字願袖442の27、塩入字地藏前718の109(次
の図に示す部分に限る。)、字中川原790の1、790の4、炭所東字佐古田934の1、955の1、
955の7、字三角2345の4、2366の1、2368、七箇字西屋谷4521

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

高松市塩江町上西乙字城原1199の1、1199の6、1199の9、1199の11、1199の15、善通寺市
善通寺町字上ミ3649の8、3649の13、3654、字程坂3681の42(次の図に示す部分に限る。)、
3681の55、観音寺市栗井町字柳谷3527、字柳谷3529、字柳谷3530、字大飛3541の1、豊浜町箕
浦字八ヶ峯乙32の1(次の図に示す部分に限る。)、乙32の18、字土釜乙34の3(次の図に示
す部分に限る。)、字小家谷乙35の1(次の図に示す部分に限る。)、字小ダ尾乙36の1(次
の図に示す部分に限る。)、乙36の3、字魔谷乙37(次の図に示す部分に限る。)、さぬき市
鴨部字六番2445の2から2445の7まで、字西山2820の1、2820の4、字池ノ内2825、2826、
2828、2824の6、2824の7、2829の1、2829の2、寒川町石田東字板ノ尾甲3066、字長尾谷甲
3142の1、甲3147の1、甲3147の4、甲3147の5、字切池甲3279、甲3280の2から甲3280の6
まで、多和兼割73の1、73の7、73の24、73の33から73の37まで、73の43、73の44、73の59、

73の60、73の66、87の1、87の13から87の15まで、233の5（次の図に示す部分に限る。）、前山字砂古田401の1、401の2、大川町田面字銀杏股2953の1、2982、東かがわ市五名字藤ヶ野243の1から243の3まで、字口船263の1、263の2、字サガシ269の1、315の1、315の3、字西ノ尾1093の1、1093の4、1093の5、字下堂床1105の1、1105の8、字尾鼻1212の1、字星越1216の3、1216の4、1240の1、1241の1、1241の8、小海字北谷1504の1、東山字友村8の1、8の4、37、西山字山下27の3、27の8、三豊市財田町財田上字三野街道7582の9、7582の59、7582の60、財田町財田中字道手5125の3、5125の4、5125の6から5125の9まで、5125の34、5126の277、5126の287、詫間町詫間字妙現7245の1、7250の1、7252、7253の1、7256、7257の1、7257の2、7268、7269、7270の1、7271から7273まで、7274の1から7274の5まで、7276、7277の1、7277の3、7278から7280まで、7281の1から7281の3まで、7281の5から7281の7まで、7284、7285の1、7285の2、7299の1から7299の4まで、7300の1、7301、7302の1、7303の1、7304、7305の1、7307の1、7308の1、7309の1、7310の1、7311から7315まで、7316の1、字城場7318、7319の1、7320の1、7321の1、7322の1から7322の3まで、7323の1から7323の3まで、7324の1、7326から7329まで、7330の1、7330の2、7331から7337まで、7338の1、7338の2、7339から7344まで、7345の1、7345の3、7348、7350の1、7350の2、7351の1、7351の2、7352の1、7353、7356の3、7358の1、7358の2、7359、7360、7361の1、7362、7364、7366の2、7367の1、7368の1、7369、7370、7371の1、7371の2、7372、7375から7378まで、7379の1から7379の3まで、7380から7383まで、7390、7391の1、7394の1、7394の2、7395の1、7395の2、7395の4、7396の1、7396の2、7397、7398の1、7399の1、7399の2、7400の1、7400の2、7401の1、7401の11、7408の1、7408の2、7410の1、7410の3、7412の3、7734の1、字須田7427の1から7427の4まで、7427の5（次の図に示す部分に限る。）、7427の7、7427の8（次の図に示す部分に限る。）、7429の1から7429の3まで、7429の4（次の図に示す部分に限る。）、7429の5、7448、7449の1（次の図に示す部分に限る。）、7449の2、7450の1、7450の6、7451（次の図に示す部分に限る。）、7454の1、7454の2、7454の4、7454の5、7455、7456の1、7456の2、7457、7460の1、7461から7465まで、7474の1、7474の3、7475、7477、7479、7480、7481の1から7481の3まで、7482から7486まで、7490、7492、7495の2、7504、7506の1、7506の2、7534の1、7535、7536、7735の1から7735の10まで、字和田内7537の1、7538の1、7539の1、7540、7541の2から7541の8まで、7541の10、7543、7544の1から7544の8まで、7545の1、7545の3、7545の8、7548の1、7553の1、小豆郡土庄町大部字田井ノ上乙839、字梅ヶ谷甲1365、小豆島町二面字観音崎511の1、511の2、523の1、547、548、字日陽720、721、722の1から722の3まで、784、785、786の1、901の1、903から907まで、909、911から913まで、926の4、字大原944、946の1、1008から1010まで、1012、1017の1、1017の3、字空條1479、1480、1480の3、1480の4、1481、字奥山1584、1586から1590まで、1591の1、1591の6から1591の9まで、1593の1、1593の3から1593の5まで、1600、1601、1604の1、1605、1606の1、1607の1、1608から1610まで、1611の1、1611の2、1612の1、1612の2、1613、1614の1、1615から1618まで、1621の1、1622、1623の1、1624から1626まで、1627の1から1627の3まで、1628、字石場1631の1、1634、1674、1682から1685まで、1693、1694、1702、1705から1709まで、字牛ヶ浦2169の1、2170の1、2171の1、2229の1、2229の4、2229の5、2231の1、2231の2、字長崎2244の2、2245の2、2246の1、

2248から2250まで、2251の1、2252の1、木田郡三木町大字井上字小原1513の1、1544の1、1596の1、字池上2143、2146、2146の4、2147、字下々所2973の1、2973の8、2973の9、3097の1、3098の1、3098の6、字立石4017、仲多度郡まんのう町塩入字地蔵前718の109（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）